

総務常任委員会会議録

令和 2 年 6 月 10 日

宮 古 市 議 会

宮古市議会定例会令和2年6月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(6月10日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	9
付託事件審査(3)	10
付託事件審査(4)	14
審査終了	16

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和2年6月10日（水曜日） 午前10時00分
場 所 宮古市議会議場

○

事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第3号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第4号 宮古市参画推進条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第15号 宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副 委 員 長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

総 務 部 長 中 嶋 巧 君	税 務 課 長 三 田 地 環 君
副 主 幹 兼 和 美 邦 彦 君	副 主 幹 兼 佐 々 木 則 夫 君
管 理 係 長	市 民 税 係 長
収 納 係 長 山 崎 進 君	

(2)

危 機 管 理 監 芳 賀 直 樹 君	消 防 対 策 課 長 三 浦 正 成 君
---------------------	-----------------------

(3)

企 画 部 長 菊 池 廣 君	企 画 課 長 兼 公 共 多 田 康 君
副 主 幹 兼 松 橋 慎 太 郎 君	交 通 推 進 課 長
企 画 調 整 係 長	

(4)

企 画 部 長 菊 池 廣 君	企 画 課 長 兼 公 共 多 田 康 君
副 主 幹 兼 松 橋 慎 太 郎 君	交 通 推 進 課 長
企 画 調 整 係 長	
市 民 生 活 部 長 松 舘 恵 美 子 君	総 合 窓 口 課 長 西 村 泰 弘 君
副 主 幹 兼 吉 田 真 理 君	市 民 窓 口 係 長

議会事務局出席者

事 務 局 長 下 島 野 悟	次 長 松 橋 かおる
主 任 佐 々 木 健 太	

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は、付託事件審査4件、協議事項1件となります。議事進行にご協力をお願いいたします。

○

付託事件審査（1）議案第3号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託されました事件の審査を行います。

なお、議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略いたします。

議案第3号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

審議に入る前に中嶋総務部長より、本議案に関する補足資料の配付と説明の申し出がありましたので、これを許可します。

〔資料配付〕

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋 巧君） 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う宮古市市税条例等の一部を改正する条例でございますが、読上げただけではわかりづらい部分がございますので、税務課長より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。ゆっくり。

○税務課長（三田地 環君） それでは、お手元の資料に基づきまして、宮古市市税条例等の一部を改正する条例の主な改正部分につきましてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。第1条は、宮古市市税条例の一部を改正する条例でございます。まず、表の1の項の改正部分としてこれは令和2年10月1日から施行分となります。

第74条の3は、固定資産の現所有者の申告について規定をするもので、登記簿または土地及び家屋補充課税台帳に所有者として、登記または登録がされている個人が死亡している場合につきまして、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告することについて、規定をするものでございます。

第75条は、固定資産に係る不申告に関する過料規定につきまして、第74条の3に規定します現所有者の不申告に関する規定を加えるものでございます。

第94条は、たばこ税の課税標準についての規定でございますが、紙巻たばこに類似しました軽量の葉巻たばこにつきまして、紙巻たばこと同等の税負担となるように、段階的に改正をするものでございます。

改正は、本年10月1日と令和3年10月1日となります。

資料の表をごらんください。本数の換算でございますが、まず現行規定でございます。現行規定は葉巻たばこ重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算をしてございます。これを本年10月1日より1本当たりの重量0.7グラム未満の葉巻たばこにつきまして、葉巻たばこ1本を紙巻たばこの0.7本に換算いたします。令和3年10月1日の施行でございますが、1本当たりの重量1グラム未満の葉巻たばこにつきまして、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算しようとするものでございます。

続きまして、表の2の項の改正部分は、令和3年1月1日施行分でございます。第24条及び第34条の2は、

個人の市民税の非課税の範囲及び所得控除に関する規定でございますが、未婚の1人親に対する税制上の措置を講ずるものでございます。

ひとり親とは婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子を有する単身者とされてございます。なお、子は所得が48万円以下、単身者本人は所得が500万円以下の条件とされてございます。

表の3の項の改正部分でございますが、これにつきましては、たばこ税に関する改正でございますので、説明は省略いたします。

2ページをごらんください。表の4の項の改正部分でございます。令和4年4月1日から施行分となります。第31条、第48条、第50条及び第52条でございますが、法人の市民税に関する規定でございます。これにつきましては、国税におきまして、企業グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度を見直し、各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行うグループ通算制度が移行することに伴いまして、法人市民税等におきまして所要の改正を行うものでございます。なお、所要の改正と申しますのは、連結納税制度の見直しに伴う地方税法等の改正に伴い、市税条例において引用する条文の項等について改正をするものでございます。なお、地方税におきましては、連結納税制度を適用されておらず、現在でも単体法人が納税単位となっております。

続きまして、第2条でございます。宮古市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。令和元年宮古市条例第2号、宮古市市税条例等の一部を改正する条例を定めたところでございますが、この条例のうち、第1条の表の4の項を削り、表の5の項を表の4の項にするとともに、所要の改正を行うものでございます。第1条の表の4の項は、所得控除、非課税の範囲の規定でございますが、昨年の改正で寡婦、寡夫または単身児童扶養者と規定されたところを、今回の改正で削除するものでございます。なお、削除後は、先ほどご説明いたしましたひとり親の規定に改正をするものでございます。なお、単身児童扶養者の定義は、資料のほうに記載をしてございますので、ごらんいただきたいと思います。

その他の改正条項につきましては、地方税法等の改正に伴い、引用する条項等について所要の整理をするものでございます。

以上が今回の改正に係る主な内容でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑がある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） おはようございます。それでは条例の内容について理解を深める立場から、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず今、税務課長のほうからご説明がありました3の4ページ。きょうの資料でいくと資産税の関係でございますけれども、先ほどの説明では、今回の市税条例の一部を改正条例の第74条の3の規定については、所有者が死亡した場合について、いわば、登記をされる間の取り扱いについて必要な事項を申告させるものかどうかという内容の説明があったと思っております。現在も、例えば、固定資産の所有者が死亡した場合に、当然登記をすれば、その登記所有者が固定資産税の課税者になっていくわけですが、されない場合、あるいはされるまでの間は、相続人等の中から納税義務者を定めてもらって申告をしているわけです。この今の納税義務者の今度の制度とは何が違うのですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地 環君） 竹花議員おっしゃるとおり、現在は所有者が亡くなった場合は、こちらのほうから戸籍等を調査した上で、相続人の方を調査いたしまして、その方々のほうに相続人代表ということで、申請

を促していると申しますか、対応してございます。ただ、全国的にそういう案件がものすごく増えてきている。事務負担等がある部分で、改めて所有者が亡くなった場合に、現所有者の方から申告をしてもらう。そういう義務化を今回規定するものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 言っている意味は、所有者の方から申告をしてもらう。つまり申告をする義務を負わせるという、簡単に言えばそういうことだと思うんですね。従来もそういった意味では市のほうから、多分そのそういった方については案内をしながら、申告をして納税義務者を。例えば、普通に相続人がいた場合については誰が納税義務を負うのかということで、「納税義務者は誰ですか」ということで、申請をしてもらっているということだと思うんですが、問題は、今度は第75条の方では申告しなければ、罰則規定を設けて10万円以下の過料を徴するということもあるわけですね。問題は、当然こういう規定について一般市民の方はなかなか理解をできないし、概要がわかっているとは限らない。とすれば、当然その登記の所有者が死亡した場合等については、市のほうから改めて相続人の関係等についてきちっと連絡をするなりして、課税台帳等に登録する所有者が誰なのかということについて、いわば、そういう周知なりですね、そういったものがいかないと当然、申告という格好には至らないと思うわけです。規定を見ますと3年以内にしなければ10万円以下の過料というふうな規定があるわけですが、そこら辺のいわば登記所有者が死亡した場合についての、その後の申告をしなければならない、その申告に至るまでの市とすればどういう相続人等について、アプローチなりあるいはきちっとしたそういったお知らせなりをして、「してください」という格好が当然なされるものだろうというふうに理解をしますが、そういうことが行われますか。それともあくまでもこれは所有者の相続人等の問題だということ、済みますか、そういう処理の流れはどういう形ですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 今回の制度改正につきましては、この制度の周知がやはり必要であろうと認識を持ってございます。今回のこの制度の施行は10月1日でございますが、それに向けまして、広報、ホームページ等で制度の周知を流そうかなというのの一つ。それから、死亡届等でいらっしゃった方々のほうにお知らせ等をその場で行うというのも一つの方法と考えてございます。これ全国的な制度でございますので、例えば、固定資産の所有者の方が宮古市以外に居住の場合っていうのが想定される部分でございます。そうした場合、これは全国的な制度でございますので、各市町村とも連携を図りながら、その制度の周知に努めていかなければならないものと考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） いずれにしても罰則が伴う規定になっているので、ある意味、本当にね、その罰則規定がある場合はやっぱり極めて慎重な対応も必要になってくるって思います。つまり、どれだけ制度内容が周知をされているか。あるいは相続人の方々がこの内容を理解しながら、してないと当然申告という格好につながらないわけですので、さっき課長がおっしゃったように、一般論としての制度の周知あるいは死亡届を出された場合に、こういった手続が必要でありますよ、ということを周知するにしてもですね。ある意味、その固定資産税の納付通知をするときにも改めてそういったものをしっかりお知らせをするとか、ただ、納税義務者についてはとりあえず続けるんでしょう、例えば何かあった場合に。これはやらない。もうなくなるというふうに理解をしていいわけですか。従来の納税義務者の届け出というのは、この関係はどうなの。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 制度の改正がございますが、竹花議員おっしゃるとおり、納税義務者代表の届け出、通知というか、作業につきましては、当分続ける必要があるだろうと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この制度によって納税義務者というやつはもうなくなるのだと。それにかわってこういう申告という形に切り替わる。こういう理解でいいんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 基本的にはそういう方向になろうかと思えます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） まず十分な周知が必要だということは指摘をしておきたいというふうに思います。

二つ目の質問です。第94条から紙巻たばこに類似をした軽量の葉巻たばこについて、同等の税負担となるように。ちょっと私、わからないんですが、軽量の葉巻たばこというのは、一般的にどのようなたばこですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 昨年度から販売されたもので、リトルシガーと言われるもの。リトルシガーでございます。通常の葉巻よりも大分細くなっているたばこでございます。これが、紙巻たばこに大分似ている形状でございますが、巻いているところの紙が葉たばこ、たばこを使用しているということで、紙巻たばこではなくては葉巻のほうに区分されるというものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） あとで西村議員のたばこちょっと見させていただきます。そこで、従来それについては課税がされていなかったものが新たに課税されるという理解なのか、それとその税収の関係はふえるんですか、減るんですか。そこで関係も含めてちょっとお聞きしたい。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 今回の改正の対象となりますリトルシガー。軽量の葉巻たばこにつきましても、これまでも葉巻たばこという部分で課税はされてきたものでございます。ただ、現行の葉巻たばこ税につきましては、紙巻たばこに置きかえて、税額を計算する。本数を計算して、税額を計算するという仕組みでございますが、葉巻たばこ1グラムを紙巻たばこ1本に換算するとなった場合に、例えば、0.6グラムであれば、紙巻たばこに置き換えたときに0.6本になるというふうに税率が低く算定されていたという部分もございます。それを2年かけて段階的に税率を上げることによって、紙巻たばこと同等の税率税額にしようとするものでございます。税収への影響でございますが、宮古市のたばこ税の税収の場合ですと紙巻たばこと加熱式たばこがほぼ税収のほぼ全てを占めているものでございますので、大きな影響がないと考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 理解をいたしました。

次に、3の11ページ。ひとり親の関係です。第24条個人の市民税の非課税の範囲、以下ひとり親ということの規定が新たに入っております。これについては、未婚のいわゆるひとり親も、対象者に加えていくというふうに理解をいたしておりますが、まずは従来のそういった規定から、つまり婚姻届を出していない未婚のひとり親についてもですね。さまざまな今度税控除等々の対象に加えられるという、そういった理解をいたします。そういう理解でよろしいかどうか確認の意味でお伺いをします。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 竹花議員おっしゃるとおり、婚姻歴等にかかわらず税法上の措置を講じていくもの
ということでございます。

〔竹花委員「以上で終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 竹花議員がほとんどを触れた部分であります、私のほうからさらに1ページからいき
ますと、資料いただきました、資料1の1。この中には固定資産税の相続にかかわる部分での申告義務が過料
は以前からってということですが、参考までに伺いますが、現行制度のもとで、過料を科した実例はある
のか、ないのか伺います。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 過料を科した事実はないものと認識してございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ないものということですが、問題は現行のやり方を続けるという税務課長さん
のお考えが示されました。他方、なぜこういうふうな制度が出たのかってことの竹花議員の質問に関しては、
事務の煩雑さ、結構ふえ続けているということから、法律で義務化を規定したという説明をいただいております。
そうすると、ちょっと矛盾してる話を説明受けてるかなという思いがしないわけではないです。

一方、問題点とすれば、固定資産税が仮にその所有者がなくなった場合に、どういう問題が生ずるかとい
いますと、一方においては、新たな所有者指定する方法として遺言制度があるんですね。だからその辺との兼ね
合いはどのようにお考えでしょうか。つまり、固定資産税の新たな納税義務者の把握なんですけれども、これ
は戸籍からいっても必ずしも正確な固定資産税の納税義務者になりえないケースも生ずるんじゃないかとい
うふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） まず1点目のご質問でございます。竹花委員のご質問でもございましたが、変更の
やり方をそのまま続けるのかどうかという部分で、並行してとお答えいたしました。ちょっと舌足らずな部分
がございまして、現所有者の申告は10月1日から施行するとなってございます。それに向けて制度の周知等を
進めてまいりますが、必ずしも制度の周知が届かない部分も多少あるかと思っております。そうした場合に、10月か
ら今の代表者の届け出をバツサリやめてしまうのか、という議論もあるかと思っておりますので、制度の周知も兼ね
て、代表者の探索と申しますか、作業はある程度続ける必要があるんじゃないかなという部分でございま
す。2点目のご質問でございますが、もう一度お願いします。すみません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 固定資産税の新たなその権利者、つまり納税義務者になるであろう相続者。これは遺言
制度のもとで、市が今まで把握をされていた代表相続人的な方の範囲におさまらないケースも出てくるんでは
ないでしょうか、っていうふうな質問。遺言によって。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 今回の制度改革で対象となる現所有者は、相続人を前提とした制度改革でございま
す。なので、登記簿上の所有者がなくなった場合の届け出が義務が生じるのは、あくまでも相続人の方々にな
ろうかといいます。その中で、例えば遺言等で相続人あるいはそれ以外の方に相続をさせるとなった場合は、
今回の制度の対象にならないのかなと思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） おおむね今のお答えで理解したいと思います。あとの部分については、竹花議員が詳しくそれぞれ審議されておりましたので、以上で終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかにございませんか。

私から1点。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 1ページの今の固定資産ですね。ここにかかわる部分で、登記または登録がされている個人がということが前提なんです。もう亡くなったという前提ですけれども、この登記とか登録は求めることではないですよ。今回ね。これは税法上とは別問題ですよ。そこをちょっと確認。

○副委員長（木村 誠君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 今回の改正では、登記や登録を求めるものでございます。現所有者の申告でございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） もう1点はですね、相続にかかわる部分のやりとり。最近、最近に限らないのかもしれない。放棄っていう。これは現行と今回の改正でもってですね、何ら対応が変わるものですか。相続放棄です。

○副委員長（木村 誠君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 例えば、その相続人さんが相続放棄をされた場合は、今回の現所有者の対象にはならないものと認識してございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） そうすると、課税を要するに納税をお願いする方がいなくなる。いなくなった場合にどうする。現状もそういう対応もしているかと思うんですが、ちょっと確認までなんですが。

○副委員長（木村 誠君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 現状でも、相続放棄等々含めまして、相続人さんが全くいないケースもございまして。そうした場合には、その相続財産を相続財産法人として賦課をするという形をとってございまして。相続財産を相続財産法人として課税をする。課税をしますが、実際にはその固定資産税の税収として見込めないという形にあります。

〔松本委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） あとございませんか。

田中委員。

○委員（田中 尚君） ちょっと今控えを見てましたら、質問が抜けてました。いわゆるシングルマザーと言われておりますひとり親に対する、いわば市民税の非課税の規定でありますけれども。これはざっくりとですね、市内の場合には、どれぐらいの数が想定されるものでしょうか。把握されているのかとか、現状の認識する上で、ちょっとそこを聞くのを忘れました。お願いします。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 正確な数値を把握できてございませんが、一つの参考値としまして、昨年度市が未婚の児童扶養手当受給者の方に給付金を給付する事業を行ってございまして。その際に対象者は10人と把握してございまして。

〔田中委員「わかりました。終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから議案第3号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第3号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第3号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（2） 議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 財産の取得。消防ポンプ車自動車購入の議案ですが、議案そのものについては理解をいたしております。内容を理解する意味でお伺いをいたします。最初に、入札の状況応札者、落札率、こういうものがどういう状況だったのかお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 入札状況についてお答えいたします。12者による指名競争入札を令和2年5月15日に行いました。応札11者、辞退1者、落札者は互光商事株式会社。落札価格は3,840万円税抜、税込みで4,224万円、落札率は96.03%となっております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで老朽化による消防自動車のポンプ自動車の購入というふうに思いますが、更新しようとする、ポンプ車は何年ぐらい年数がたったポンプ車なんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） おおむね17年から18年経過したものを更新したものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 前にも伺った記憶がありますが、耐用年数というのは一般的に消防ポンプ車の場合は何年とされておりますか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 耐用年数は10年なんですけれども、宮古市では延命して15年は乗っていただくよということ、洗車等を十分やっていただいて、さびが出にくいように指導しながら乗っていただいております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで2台の購入でございますので、たぶん分団に配置だと思っておりますが、どの分団に配置をする予定なのかお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 配置先は、第20分団津軽石と第42分団川内の2箇所の分団となります。

〔竹花委員「私は以上です」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。いいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければ質疑を終わります。

これから議案第13号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第13号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（3）議案第4号 宮古市参画推進条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第4号 宮古市参画推進条例の一部を改正する条例を議題といたします質疑のある方挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それでは、これも理解を深める立場から幾つか質問をしたいと思います。まず、第12条推進員の人数の関係でございます。現行は10人以内。これを、15人をもって組織するという内容ですから、15人の委員を確保しなければならない。このように理解をいたしますが、その理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） おっしゃるとおりでございます。15人というふうに明文化しようとするものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 条例提案の説明の際は幅広く意見徴収をする。そういう意味では委員の選任について、幅広くという趣旨での説明であったと思います。確かに委員の数を広げてそういった状況をと。このことはいい。問題は現実問題として、他のさまざまな各種委員等についてもなり手が、担い手がいない。公募してもなかなか集まらないという状況だというふうに認識をいたしております。13条では、学識経験あるいは各種団体の代表者、つまり各団体からも出してもらおう。あとは公募と。そういった状況がありますけれども、現実問題として、委員のなり手がいない状況の中で、5人。しかも以内ではなくて15人というふうに規定をしている。現実問題としてこの対応は、今後将来も含めて可能かどうか。そこら辺についてはどう認識を市のほうでは考えているのか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） 現行の10人以内というふうになってございますが、実際には学

識経験の方を、例えば県立大からお願いをし、あとは各地域自治区からお願いをしている現状でございます。これだけで学識が1名、各地区から1名ずついきますと全員全体で5名ということになります。そうすると定数の半分はその委員で占められていて、あとは各種団体からの委員があと5名枠しかない。公募も含めてですね。そういう現状でございますので、ここを幅広く各界から委員を得ようというのが趣旨でございます、その趣旨につきましては自治基本条例とか参画条例で定めるところの各種、市民参画を得ようという本旨に照らし合わせて、正当なものだと思っております。幅広く市民の意見を聞く、それから幅広く市民の参画を得るという趣旨からいけば、今回委員を拡大するのが適当であろうというふうに考えてございます。あとはご懸念の委員の選考、選任については幅広くこちら声かけながら、参画を得ていきたい、いくべきだろうというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そういうことがないとは思いますが、仮に、15人をもって、しかし結果として、13人しか集まらなかったという場合はありうるんですか。15人をもってだから、絶対15人を確保しなきゃならないという理解なわけですが、そういう15人を欠けるということは、ありえないというふうに理解でいいのか。必ず15人を確保するという理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） 15人というふうに定めますので、それを下回った場合には欠員が生じているということになりますので、それは引き続き補充をするように、年間を通じて求めていくということになるかと思えます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そういう欠員という扱いもあるのだと。あとは補充する努力をするという、その点では理解しました。ちなみに委員の任期は何年でしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） 条例の規定により2年となっております。

〔竹花委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私は質疑っていうよりは、ちょっと意見を述べようと思っているんですが、その前に確認ですけども、実は地域自治組織にかわり得る地域の振興策としての住民参加の方法ということで、この間の総務常任委員会は地域の自主組織のメンバーの皆さんとか、法律の根拠に基づく制度の終了を見越しているような作業をやってまいりました。今回提案されているこの条例は、その流れと総務常任委員会の提案と違いますか。提言に沿った対応というふうに私は理解してるんですが、そういう理解でいいのかどうかだけ確認します。違うんであれば違うって言ってください。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） 市民参画をする推進しようという考えについては、我々も議会側も意見は一致してると思うので、その趣旨に沿ったものをご理解いただいて構わないと思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） つまり従来の地域自治組織に変わり得るものなのかっていうことを問いかけてますけど。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田 康君） 昨年来議論してまいりました地域自治区であるとか、古い名称であれば地域協議会、今は地域づくり協議会になってございますがそういうものとは組織としては全く別というふうにご理解ください。

〔田中委員「了解しました」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） あと質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですのでこれで質疑を終わります。

これから議案第4号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第4号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第4号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（４）議案第15号 宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第15号 宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 市営火葬場の火葬炉を改修するという内容のものでございます。そこで今4炉あるわけですが、この4炉全てを計画的に改修をしていくのだという理解でいいのか、どうなのかまず最初にお聞きします。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 議員おっしゃるとおり4炉を計画的に改修していくということでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 他の炉以外のいわば火葬場の建物その他については、現在のところ、築年数も結構経ってきていますが、現在のところはこれについての改修の予定はないのだという。この過疎債を使って炉を、ということではありますが、そういう予定はしていないという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 火葬炉に関連する設備については合わせて計画にありますけれども、それ以外の別個の設備については今のところ計画がございません。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

- 委員（竹花邦彦君） 事業費はどの程度見込んでおりますか。
- 委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。
- 総合窓口課長（西村泰弘君） 年間に約1,000万円前後になっておりますけれども、火葬炉の点検業者から令和2年度から令和11年度までの10年間の現時点での計画っていうのが出てるんですけども、10年間で約8,100万円の改修の見積もりが出ております。
- 委員長（松本尚美君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） そこで、次にどういう年数でやっていくのかという。今課長のほうからは令和2年度から11年度。つまり10年間で炉の改修をしていく計画だと。現時点での計画はそうだというふうに受け止めましたが、そういうことでよろしいでしょうか。
- 委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。
- 総合窓口課長（西村泰弘君） 各炉の部材ごとに、例えばこの部材は2年に1回交換とか、そういう形で見積もりが出ているということになります。
- 委員（竹花邦彦君） 要するに、簡単に言えば、10年、4つの炉を変えるために必要なんですか。もう少し早くとかそういうものがきかないんですか。それとも10年かけるっていうのは、財政的な問題でそうなんですか。そこら辺をちょっとお聞きしたい。
- 委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。
- 総合窓口課長（西村泰弘君） 炉を丸ごと交換するということではなくて、部材ごとに何年ごとに交換というふうにやっていって、計画していくんですけども、今業者から出ている計画が10年分だっていう意味でとらえていただきたいと思います。
- 委員長（松本尚美君） わかりますか。竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 市のほうは現実的に何年で事業をやろうとしているのか。業者の方からは、令和2年から11年までの見積もりが出ています。それに対して市は何年計画でこの改修工事をしようとしているんですか。
- 委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。
- 総合窓口課長（西村泰弘君） これは全体が何年計画っていうよりは、経年劣化の部分を計画的に少しずつ直していくっていうふうな考えでおります。
- 〔竹花委員「一旦、誰か、わかっているかたに」と呼ぶ〕
- 委員長（松本尚美君） ほかにございませんか。工藤委員。
- 委員（工藤小百合君） 修理なんですけれども、炉が4基ありますよね。その中で、例えば1基のことに關して、例えばこのくらい使うと経年劣化で、それこそ交換しなきゃならないというのは大体どのくらい。要するに使う回数ほどのくらい見ているんですか。
- 委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。
- 総合窓口課長（西村泰弘君） 炉の全体の交換っていうのは、今は考えてなくて、例えば、この部材は2年ごとに交換とかこの部材は毎年。毎年はないですけども、何年間に1回交換っていうようなことなので、その炉全体の耐用年数っていう考え方じゃなくて、その部分を直しながら長く使っていくっていうのが今の考え方です。
- 委員長（松本尚美君） 工藤委員。
- 委員（工藤小百合君） 私の勘違いかもわからないんですけども、以前に聞いたときには、使用頻度は例え

ば高熱じゃないですか。そうすると、大体200回ぐらい使うとやっぱり劣化してくるので変えなきゃならないというお話を聞いたと思ったんですが、そういう考えではなくて炉の全体の中で考えているということですか。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） ちょっと回数のところは私も聞いてないんですけども、部材ごとに何年ごとに交換するっていうような計画が保守点検業者の方から出ていて、それを計画的に交換して修理していくっていう考え方なんです。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 10年間では8,100万の見積もりが出てるということでしたけれども、この見積もりの金額は、市としてはこのぐらいの金額は想定内の金額でかかるだろうという見積もり受けてるんですか。それとももう少しこの金額であれば高いから、例えばもう少しこの辺の部分を見直してもらえれば、この10年間の8,100万の見積もりが少し軽減できるんじゃないかなという考えはないんですか。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 現時点では点検業者から出てきた金額で妥当な金額だというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 竹花議員がちょっと首をかしげた部分はですね、多分今の8,100万の保守点検管理費。これが業者から出てきた価格で、そのままやっぱり市が対応するっていうことのあり方についてね。ちょっと首をかしげたのかなと私なりに理解をしております。そこで先ほどのお答えによりますと、保守点検業者から提出されているものによると、見積もりが8,100万。これ議会に説明いただきましたか。資料を含めて。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） これについては当初予算のところで令和2年度分については、幾らっていうのは出してますけれども、10年間全体でっていう説明はしてないです。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そういう前提があるためにですね、やっぱり首をかしげたと思うし、もっと言いますと業者から出た見積もりでありますから、その価格に対してやっぱり行政の方は、つまり宮古市はその価格が適正かどうかという一方で価格に対する評価といいますかですね。その作業が私は必要になるのではないのかなと思いますので、その辺はどう考えですか。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 実際に予算要求する段階では、この業者からの保守点検をもとに、市のほうで自前で設計をして、それで発注するっていう流れになりますので、チェック機能は働くと考えております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そうしますと、時系列的な確認になりますけれども、この見積もりが出たのはいつですか。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 令和元年の11月です。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そうしますと非常に大きなその施設でもありますし、なおかつ今お話を伺いましてね。

年間1,000万かかるということに関しては今の課長さんのお答えは、ここから先は、我々としてもしっかりとすね、価格の管理も含めて、適正かどうかについては見積もりもして対処していく、というふうなお答えだったので、そこで行政の方のそういう公有施設の維持管理に係るその価格の公平性、妥当性ということについてはね、しっかり担保できると、そういう答弁に伺いましたが、それでよろしいですか。確認です。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 委員おっしゃるとおりで考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） いろいろ理解をしてきたなと思っております。つまり、今までも保守点検をしてきたんだけれども、今後、保守点検、維持改修等が必要になってきたのだと。炉そのものを交換、取りかえないけれども、その部材等にかかわる金額がいわゆる経年劣化の中で大きな金額が予想されると。したがって、この過疎債を使ってそれを解消していくのだとこういう理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 委員おっしゃるとおりで理解しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今までの保守、点検というかね、そういう部分的な改修がどのぐらいのお金が年間でかかってきておりますか。

○委員長（松本尚美君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 今までの修繕、改修では、平成21年からのデータがあるんですけども、平成21年から令和元年度までで6,700万円ほど支出しております。

〔竹花委員「以上です」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 私から。お願いします。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 最後に竹花委員がちょっと触れた部分のもう現状までの対応、先ほどの21年からの6,700万ですか。それと今の対応のこの違いっていうのは、基本的に何かある。

○副委員長（木村 誠君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 今までは、財源として過疎債を充ててなかったもので、過疎計画に特に載せてなかったんですけども、今後、過疎債を充当していくということで過疎計画に載せて、執行していくっていうところが今までと変わる部分になります。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） なるほど、財源の部分だけ。流れとすれば、同じ内容ですよ、ということですね。

もう1点。その違いはないっていうんで大丈夫だろうとは思んですけども、火葬される方々の方ですね、利便性は。要するに、調整といいますか。大規模改修ではないんで、そういうことにならないとは思んですけども、今までも今後もですね、例えば火葬希望日とか時間とかですね、そういったものが調整が、必要になるケースも出てくるかなというふうに思いますが、その辺の調整は、どのように、今までと同じ調整だということなのかもしれませんが、調整はやっぱりやっていますよね。

○副委員長（木村 誠君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 4炉あるうちのやつを1回にやるんじゃなくて、工期の中で日程調整して一つ

ずつ交換して行って、実際の火葬業務に影響がないように、施工していくという形になります。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） うんそれはわかるんですけども。私が火葬場に限りではですね、やっぱり1日に4件とかですね。場合によっては5件あり得るのかな。でも、そうでない日も当然あるかと思うんですね。集中する日があったとすればやっぱりそれは翌日とかですね、やっぱ調整が働いているのかな。そこをちょっと伺っている。

○副委員長（木村 誠君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 調整しながら施行しております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） そうなりますので、調整を限りなく私は少なくしなきゃならないのかなという思いがしています。これは要するにセレモニーホール、葬祭会館とかですね、そういったものの使用料にはね返る。負担が大きくなる。コロナの関係で、最近はね。低く抑えられてるのかもしれませんが、やっぱりそういう調整が働くどうしても負担がですね、遺族の方々に行くというケースもね。ありうるのか、というふうに思います。今回の補修については何ら問題ないと思いますけれども、そういった調整が余りないように、できればいいかなという、最後意見なのか。要望なのかかもしれませんが、お願いします。

○委員長（松本尚美君） あと質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なようですのでこれで質疑を終わります。

これから議案第15号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第15号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第15号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。お諮りします。

6月18日の本会議における議案第3号、議案第4号、第13号及び第15号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。説明員は退席願います。

午前10時58分 付託審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美